

米子市議会基本条例及び逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民と議会との関係（第5条）

第3章 議会と市長等との関係（第6条－第8条）

第4章 委員会の活動（第9条）

第5章 調査研究活動（第10条－第12条）

第6章 政治倫理及び定数（第13条・第14条）

第7章 議会事務局（第15条）

第8章 検証（第16条）

附則

地方分権の時代にあつて、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきている。

米子市議会にあつても、市の政策を審議する場合において、その論点及び争点を市民に明らかにし、持てる機能を十分に駆使し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

このような認識の下、ここに米子市議会に関する基本的事項を定めることにより、米子市議会は主権者である市民を代表する機関であることを常に自覚し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

【解説】

地方分権の時代にあつて、議会の果たすべき役割は、確実に増してきており、議会の持てる機能を十分に駆使し、議事機関としての果たすべき責務を果たさなければなりません。

このような認識の下に、議会は常に市民の代表機関であることを自覚し、市民の負託に全力で応えていく決意を述べています。

「議事機関」…日本国憲法第93条第1項において、議会は「議事機関」とされています。

→議会による「議決」は、「議事機関」としての本来的かつ中心的な権限ですが、「議決権」の外、行政機関に対する「監視権」(地方自治法第98条)、「調査権」(地方自治法第100条)などが議事機関としての権限です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、米子市議会（以下「議会」という。）及び米子市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、市長と議会の二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

「二元代表制」…地域住民が、知事や市区町村の首長と都道府県や市区町村議会の議員を、別々の選挙で直接選ぶ仕組みです。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、これを政策の形成に適切に反映させるよう、市民参加の機会に努めること。
- (3) 本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民からの提案に関して審議し結論を出すに当たっては、議員間の議論を尽くすよう努めること。
- (4) 議会の運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

【解説】

市民に開かれた議会を目指すため、原則として全ての会議を公開し、また、市民の関心が高まるようわかりやすい視点、方法等で、議会運営を行うことにより、公平性と透明性を確保することを規定しています。

また、政策形成に当たり、市民参加の機会を設け、市民の多様な意見を把握し、意見が適切に反映できるよう努めることを規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

議会の活動原則を踏まえ、議会の構成員の一員として議員に求められる基本姿勢（議員間の自由かつ達な議論、市民の意見の把握、不断の研さん）を掲げ、市民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策理念を掲げて会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

米子市議会における現行の会派制の意義を踏まえ、議会活動を行うに当たり、同じ政策理念を掲げた議員で構成する会派を結成することができることを規定しています。

また、合議機関としての合意形成を図るうえで、政策形成の中心的な役割を担う組織の一つとして会派を位置づけています。

第2章 市民と議会との関係

第5条 議会は、その有する情報を積極的に発信することにより、市民との情報の共有を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門

的事項に係る調査の活用並びに法第 115 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、これを議会による政策の立案、決定、提言等に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め、これらの審議等に当たっては、当該請願又は陳情を行った者から説明を聴く機会の確保に努めるものとする。

【解説】

議会は、市民参加の前提としての積極的な情報発信と情報の共有及び説明責任を明文化することで、市民と議会との関係の基礎を示しています。

米子市議会では、既に地方自治法及び委員会条例に基づき、本会議及び委員会は原則公開しており、また、全員協議会についても原則公開していますので、その実践を条例化したものです。

今後、議会活動の基軸となる市民参加について、地方自治法上の制度（専門的知見の活用、公聴会制度及び参考人制度）を活用して、市民などの意見を聴き、意見が適切に反映できるように努めることを規定しています。

請願や陳情については、市民からの政策の提案ととらえ、それについて委員会で話し合う場合、請願の紹介議員だけでなく、当該請願者及び陳情者の意見を聴く機会の確保に努めることを規定しています。

「公聴会制度及び参考人制度」…地方自治法第 115 条の 2 第 1 項、同条第 2 項及び同法第 109 条第 5 項に規定されています。

第 3 章 議会と市長等との関係

（緊張関係の保持）

- 第 6 条 議会と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保

持に努めなければならない。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等とによる質疑応答は、一問一答の方式等により、市政上の論点及び争点を明確にして行うこと。

(2) 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員に対して反問することができること。

【解説】

議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で、互いに健全な緊張関係を保つための議会運営方法を定めています。

第1号は、本会議の各個質問や委員会での質疑応答については、既に一問一答方式を行っています。一問一答方式は、論点や争点が明確になり、何が議論されているのかわかりやすくなることから、その実践を条例化したものです。

第2号は、これまでは議員は「質問する人」、市長等は「答える人」でしたが、より活発な政策議論を行うため、議員の質問に対し市長等から逆に質問（反論、質問の不明な点やその趣旨・根拠の確認）をすることができることとしています。

（重要政策の審議）

第7条 議会は、市長が提案した施策のうち特にその必要があると認めるもの（次項において「重要政策」という。）について、その水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参画の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置

2 議会は、重要政策の審議に当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、その執行後における当該重要政策の評価に資するものとするよう努めるものとする。

【解説】

市長が重要な政策を提案する場合、その政策の正当性や実施方法について詳しく審議できるように市長に対して説明を求めることとしています。

第2項では、示された内容を基に議論を行ってポイントや問題点が市民にも分かるようにすることと、それを基に執行後の評価ができるように十分議論を行っていくこととしています。

(政策立案機能の強化)

第8条 議会は、市の政策の水準の向上を図るため、立法機能、意思決定機能、行政監視機能、調査機能等その機能（以下「政策立案機能」と総称する。）の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議その他の政策の立案、決定、提言等を行うものとする。

【解説】

議会を監視・評価の機関にとどめず、政策立案の機関として位置づけ、市の政策の水準を向上させるため、政策立案機能の強化を図ることで、条例の提案や議案の修正などを積極的に行うとともに、市長等に対して有効な政策の提言などを行うこととしています。

「立法機能」…地方自治法第96条第1項第1号に基づく条例の制定・改廃。

「意思決定機能」…地方自治法第96条第1項第2号～第15号、第99条等に規定されています。

「行政監視機能」…地方自治法第 98 条に規定されています。

「調査機能」…地方自治法第 100 条に規定されています。

第 4 章 委員会の活動

第 9 条 委員会は、その専門性と特性をいかし、市政の諸課題について適正に判断しなければならない。

2 委員会は、その審査に当たっては、法第 109 条第 5 項において準用する法第 115 条の 2 に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 委員会は、その審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

議会は、委員会のもつ専門性と特性をいかして、市政の諸課題に適切に対応する運営をすることを規定しています。

第 2 項では、委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて地方自治法に基づく公聴会制度や参考人制度を活用していくことを規定しています。

第 3 項では、委員会においても、公平性、透明性を心がけることは勿論のこと、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。

第 5 章 調査研究活動

(政務活動費)

第 10 条 政務活動費は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年米子市条例第 207 号。第 3 項において「政務活動

費条例」という。)に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他の書類を、市民が閲覧することができる状態で公表するよう努めるものとする。

3 政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び会派又は議員の活動の状況を踏まえ、議員間で十分に検討するものとする。

【解説】

地方自治法第100条第14項の規定に基づく政務活動費について、政務活動費条例の定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行することを規定しています。

第2項では、公平性、透明性の観点から収支及び支出の報告書などについては、市議会ホームページなどで、市民が閲覧できるよう公表に努めることを規定しています。

第3項では、政務活動費条例の改正に当たっては、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や将来展望など総合的な見地から、議会の役割や会派又は議員の活動状況を踏まえて十分検討することを規定しています。

(研修)

第11条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期が開始した後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実に努めるものとする。

3 議会は、様々な分野における専門的な知識を有する者の意見を聴く等により、議員研修の充実に努めるものとする。

【解説】

一般選挙又は補欠選挙を経た議員の任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を義務づけることを規定しています。

第2項では、議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の強化及び充実に努めることを規定しています。

第3項では、前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

(議会図書室)

第12条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の調査研究に資するため、関連図書、官報、広報、刊行物などを置くなど議会図書室の充実に努めることを規定しています。

「議会図書室の設置」…地方自治法第100条第19項に規定されています。

第6章 政治倫理及び定数

(政治倫理)

第13条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、米子市議会議員政治倫理条例（平成26年米子市条例

第 11 号) を遵守しなければならない。

【解説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を利用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、議員政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

(定数)

第 14 条 議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）

は、米子市議会の議員の定数を定める条例（平成 17 年米子市条例第 205 号）に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の変更にあたっては、法第 115 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用を努め、市民の意向を把握し、本市の実情に合った定数を検討するものとする。

3 議員定数の変更に係る議案の提出にあたっては、当該変更の理由の説明を付さなければならない。

【解説】

議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や人口などの将来展望について、公聴会制度等の活用により市民の意向を把握しながら、総合的に本市の実情に合った定数を検討していくことを規定しています。

また、一昨年 6 月に現行の議員定数 30 人を 26 人に変更し、本年 6 月に予定されている一般選挙から施行されることになっていますが、今後、議員定数の変更の議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすためにも、総合的な検討に基づいた理由の説明を行うものと規定しています。

第7章 議会事務局

第15条 議会は、その政策立案機能の向上に資するよう、議会事務局の体制を整備するものとする。

2 議会は、議会事務局の体制を整備するため、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

【解説】

議会は、この条例の第8条で規定している議会の政策立案機能が向上するよう議会事務局の体制を整備することを規定しています。

第2項では、前項に規定する議会事務局の体制整備のため、大学等の研究機関や専門家等と積極的に連携し、議会の政策立案機能の向上を図るよう規定しています。

第8章 検証

第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果について、市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

【解説】

この条例の検証とその結果の公表について規定しています。

第2項では、検証の結果を受け、必要に応じて、この条例の改正などその適切な対応措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行われる一般選挙による議員の任期の初日に当たる日から施行する。

【解説】

この条例は、次の一般選挙で当選した議員の任期の開始日から適用することとしていますが、議会の解散などの理由によりその期日が特定できないため、条例の公布と同時に施行するよう規定しています。

なお、本年6月30日が現行の議員の任期満了となりますので、現時点では、この条例の適用は、本年7月1日になる予定です。